

## 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

(平成一六年五月二八日法律第六三号)

### 一、提案理由(平成一六年四月二日・衆議院法務委員会)

野沢国務大臣 まず、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することは、司法に対する国民の理解を増進させ、また、その信頼の向上に資するものと考えられます。そこで、この法律案は、刑事裁判に裁判員が参加する制度を導入するため、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他必要な事項を定めるものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件を定めるとともに、当該合議体の構成は、原則として、裁判官の員数を三人、裁判員の員数を六人とすること、裁判所の行う事実の認定、法令の適用及び刑の量定は、当該合議体の構成員である裁判官及び裁判員の合議によることなど、合議体の構成並びに裁判官及び裁判員の権限等について所要の規定を置いております。

第二に、裁判員は衆議院議員の選挙権を有する者の中から選任するものとともに、裁判員となることのできない事由、裁判員候補者名簿の調製、裁判員候補者に対する質問等の裁判員の選任の手続及び裁判員の解任の手続等について所要の規定を置いております。

第三に、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件については第一回の公判期日前に公判前整理手続に付さなければならないことなど、裁判員の参加する裁判の手続に関し所要の規定を置いております。

第四に、裁判官と裁判員の合議による判断は、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によることなど、裁判員の参加する刑事裁判における評議及び評決について所要の規定を置いております。

第五に、労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと等を理由として解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないことを定めるほか、裁判員等を特定するに足る情報の取り扱い及び裁判員等に対する接触の規制に関して裁判員等の保護のための所要の規定を置いております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

……………(略)……………

以上が、各法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

### 二、衆議院法務委員長報告(平成一六年四月二三日)

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平一六法六二)の委員長報告と一括して掲

載)

委員会修正の提案理由(平成一六年四月二三日)

佐々木(秀)委員 ただいま議題となりました修正案について、提出者を代表して、その主な趣旨及び概要を御説明いたします。

第一は、裁判員等に対する接触規制に係る保釈等の取り消し事由について、原案は、「接触すると疑うに足りる相当な理由があるとき」としてありますところ、本修正案は、「接触したとき」と変更するものであります。

第二は、裁判員等による秘密漏示罪について、原案では「一年以下の懲役」とされている懲役刑の期間を「六月以下の懲役」とするとともに、「裁判員又は補充裁判員の職にあった者」の処罰を、金銭対価を得る等の悪質な場合を除き、罰金刑に限定するものであります。

第三は、裁判員の参加する刑事裁判の制度を円滑に運用するために、国は、そのために必要な環境の整備に努めなければならないとするとともに、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとするとの条項を附則に加えるものであります。

以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。ありがとうございました。

附帯決議(平成一六年四月二三日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 政令又は最高裁判所規則において裁判員制度の細目を定め、また、実際に裁判員制度を施行するに当たっては、例えば、守秘義務の範囲の明確化や裁判員にわかりやすい立証・説明等の工夫等、円滑で、制度の趣旨が十二分に活かされる運用となるよう、国会における論議を十分に踏まえること。
- 二 附則第二条第一項の規定を踏まえ、国民の理解を十分に得て、国民が自ら進んで裁判員として刑事裁判に参加してもらえよう、関係省庁間において的確に連携協力するなどして、裁判員制度の趣旨やその具体的内容の周知のための活動を十分に行うよう努めること。
- 三 裁判員制度の円滑な実施のため、必要な予算の確保を含め、本法施行前における準備を十分に行うこと。

三、参議院法務委員長報告(平成一六年五月二一日)

山本保君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案は、国民の中から選任された裁判員

が裁判官とともに刑事訴訟手続に加わることが、司法に対する国民の理解の増進と、より公正な裁判の実現に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定めようとするものであります。

なお、衆議院において、裁判員等又はこれらの職にあった者による秘密漏示罪の罰則の変更、国民が裁判員として裁判に参加しやすい環境を整備する努力義務を国に対して課す規定及び施行三年後の見直し規定の追加等の修正が行われております。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判員制度を創設する意義、職業裁判官三名と国民から選ばれた裁判員六名による合議体構成の妥当性、裁判員に守秘義務を課す理由とその範囲を明確にする必要性、裁判員となることを辞退できる事由の明確化、五年後の実施までに制度について国民の理解を十分深めるための方策、真実を発見するため検察官の手持ち証拠を大幅に開示する必要性、捜査における取調べ状況の録画などによる透明性の確保、被疑者段階に国選弁護人を付けることの意義等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取、仙台市と大阪市において地方公聴会を開催する等、慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党の井上委員より、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対し裁判員の参加する合議体の構成を改める等の修正案が、また刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対し開示された証拠の使用の在り方等の修正案がそれぞれ提出されました。

続いて、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案については修正案、原案とも賛成、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案については修正案に賛成し原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案について、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

なお、両法律案に対してそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年五月二 日）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 裁判員制度の円滑な実施のため、国民の意見をも聴きつつ、制度の周知活動の実施を含め、本法施行前における準備を十分行うこと。
- 二 裁判員制度の施行までの準備を行う過程において、制度の円滑な実施の観点から必要な場合には、制度上の手当を含めて適切に対処すること。
- 三 裁判員等の守秘義務については、守秘義務の範囲が明確かつ分かりやすいものとな

るよう、広く国民に説明するよう努めること。

四 裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる事由を政令で定める場合には、幅広い国民の良識を裁判に反映するという制度の趣旨及び国民の負担を過重なものとしなないという要請に十分な配慮をすること。

五 本法第七十四条による実施状況に関する資料の公表に当たっては、裁判員制度の運用の改善などのための検討に資するようにするという同条の趣旨を十分に踏まえること。

六 附則第三条を踏まえ、仕事や家庭をかかえた国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるよう社会的環境の整備に一層努めること。

右決議する。